

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
10	障害者総合支援法に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

阿波市は、障害者総合支援法に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

阿波市長

公表日

令和8年4月13日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	障害者総合支援法に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者(児)、難病対象者に対して、障害福祉サービスに関する事務、障害支援区分の認定、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①障害福祉サービスの申請受付・支給決定 ②障害支援区分の認定 ③自立支援医療の申請受付・進達・支給決定 ④補装具の申請受付・支給決定 ⑤各サービス・給付に係る利用者負担額の決定 ⑥障害者総合支援給付支払等業務 ※当市では、「⑥障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施している。
③システムの名称	障がい者福祉システム、住民情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。
2. 特定個人情報ファイル名	
・障害者総合支援法関係ファイル ・伝送通信ファイル 受給者異動連絡票ファイル 受給者訂正連絡票ファイル ※伝送通信ソフトのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表117の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、80、144、145、155、161の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、15、37、75、144、145、146の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 社会福祉課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	阿波市役所 企画総務部 総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 健康福祉部 社会福祉課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6812
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	阿波市役所 健康福祉部 社会福祉課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6812

9. 規則第9条第2項の適用

[]適用した

適用した理由

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[○]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドライン」に基づき、住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を複数人で行っているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。	
9. 監査		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [] 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	毎年度、特定個人情報を取り扱う業務に携わる職員を対象に、研修の実施をしている。研修では受講状況を確認するとともに、関係職員が受講できるよう必要な対応を整えている。そのため、職員への教育・啓発については十分であると考えられる。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の16、26、56の2、57、87、108、109、110、116	(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二の108、109、110の項 (情報提供) ・別表第二省令 55条、55条の2 (情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・別表第二省令 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱い事務 ②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者(児)、難病対象者に対して、障害福祉サービスに関する事務、障害支援区分の認定、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①障害福祉サービスの申請受付・支給決定 ②障害支援区分の認定 ③自立支援医療の申請受付・進達・支給決定 ④補装具の申請受付・支給決定 ⑤地域生活支援事業の申請受付・支給決定 ⑥各サービス・給付に係る利用者負担額の決定	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき、障害者(児)、難病対象者に対して、障害福祉サービスに関する事務、障害支援区分の認定、自立支援医療、補装具及び地域生活支援事業に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①障害福祉サービスの申請受付・支給決定 ②障害支援区分の認定 ③自立支援医療の申請受付・進達・支給決定 ④補装具の申請受付・支給決定 ⑤各サービス・給付に係る利用者負担額の決定 ⑥障害者総合支援給付支払等業務 ※当市では、「⑥障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱い事務 ③システムの名称	障がい者福祉システム、住民情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム	障がい者福祉システム、住民情報システム、中間サーバー、団体内統合宛名システム、伝送通信ソフト ※伝送通信ソフトは、国保連合会が障害者総合支援給付支払等システムにて使用するデータについて、電子メール方式で市町村と国保連合会との間で、データの送受信を行うシステムのこと。なお、市町村と国保連合会との通信環境は専用回線を使用している。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年1月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	障害者総合支援法関係ファイル	・障害者総合支援法関係ファイル ・伝送通信ファイル 受給者異動連絡票ファイル 受給者訂正連絡票ファイル ※伝送通信ソフトのファイルを暗号化し、国保連合会へ送信する。	事後	特定個人情報保護評価指針(平成26年4月20日)に定める重要な変更にあたらないため。
平成29年8月22日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	社会福祉課長 井上 百合子	社会福祉課長 妹尾 浩子	事後	
平成30年5月29日	I 関連情報6. 評価実施機関における担当部署②所属長	社会福祉課長 妹尾 浩子	社会福祉課長 林 英司	事後	
令和1年6月27日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報6. 評価実施機関における担当部署②所属長	社会福祉課長 林 英司	社会福祉課長 妹尾 光雄	事後	
令和5年12月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第7号 別表第二の108、109、110の項 ・別表第二省令 55条、55条の2 (情報提供) ・番号法第19条第7号 別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・別表第二省令 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二の108、109、110の項 ・別表第二省令 55条、55条の2、55条の3 (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・別表第二省令 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2の2	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年12月28日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱い事務 ②事務の概要	※当市では、「⑥障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施しており、国保連合会が当該事務を実施するにあたって、個人番号が記載された「受給者異動連絡票(訂正時には訂正連絡票)」を提供している。	※当市では、「⑥障害者総合支援給付支払等業務」について、国民健康保険団体連合会(国保連合会)に委託をして事務を実施している。	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	番号法 第9条 第1項 別表第一の84の項	番号法第9条第1項 別表117の項	事後	
令和8年2月24日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(情報照会) ・番号法第19条第8号 別表第二の108、109、110の項 ・別表第二省令 55条、55条の2、55条の3 (情報提供) ・番号法第19条第8号 別表第二の8、11、16、20、26、53、56の2、57、87、108、116の項 ・別表第二省令 7条、10条、12条、14条、19条、27条、30条、31条、44条、55条、59条の2の2	(情報照会) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 11、15、20、37、80、144、145、155、161の項 (情報提供) ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 14、15、37、75、144、145、146の項	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	
令和8年2月24日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 8. 人手を介在させる作業	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年2月24日	Ⅳ リスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	(なし)	(項目を追加)	事後	
令和8年4月13日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	阿波市役所 企画総務部 企画総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 健康福祉部 社会福祉課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6812	阿波市役所 企画総務部 総務課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-8700 阿波市役所 健康福祉部 社会福祉課 徳島県阿波市市場町切幡字古田201番地1 0883-36-6812	事後	